

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県越前市長

公表日

令和5年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	越前市は、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①資格管理に関する事務 ②保険給付に関する事務 ③賦課税額決定・通知 ④納税通知書の作成 ⑤賦課更正決定・通知 ⑥保険税の軽減・減免申請の受付 ⑦他自治体への所得照会の実施(転入者の所得情報の把握) ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 16,30の項 地方税法第703条の4 国民健康保険法第76条第1項 第2項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二 46,106の項、第22条第1項 (情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二 27,42,43,44,45の項 (オンライン資格確認の準備事務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市市民福祉部窓口サービス課、越前市総務部税務課
②所属長の役職名	窓口サービス課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越前市市民福祉部窓口サービス課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3002 越前市総務部税務課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3014

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月14日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 17,46,106の項	番号法第19条第7号 別表第二 46,106の項	事後	項番の誤記で、重要な変更には該当しない。
平成28年9月14日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成27年9月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	5の② 所属長名	保険年金課長 渡辺 亜由美、税務収納課長 田中 康和	保険年金課長 出淵 外貴子、税務収納課長 平野 賢治	事後	所属長の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年9月1日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	保険年金課長 出淵 外貴子、税務収納課長 平野 賢治	保険年金課長 真柄 文子、税務収納課長 吉田 ユカ	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年5月14日	I 5 ②所属長	保険年金課長 真柄 文子、税務収納課長 吉田 ユカ	保険年金課長 真柄 文子、税務課長 吉田 ユカ	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年5月14日	I 5 ①部署	保険年金課、税務収納課	保険年金課、税務課	事後	機構改革に伴う部署名の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年5月21日	I 5 ②所属長の役職名	保険年金課長 真柄 文子、税務課長 吉田 ユカ	保険年金課長、税務課長	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年7月2日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年7月2日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年5月31日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成30年7月2日時点	令和元年年5月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年5月31日	IVリスク対策	なし	記載事項「IVリスク対策」の追加	事後	様式の改正による変更であり、変更期日が令和元年7月1日である。
令和2年6月9日	I 1. ②事務の概要	③当初賦課税額決定 ⑤賦課更正決定通知	③当初賦課税額決定・通知 ⑤賦課更正決定・通知	事後	文言の修正であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月9日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 46,106の項	番号法第19条第7号 別表第二 46,106の項、第22条第1項	事後	条項の追加であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月9日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和元年5月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年6月23日	I 1. ②事務の概要	—	追加⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和3年6月23日	I 3. 法令上の根拠	—	追加 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和3年6月23日	I 4. ②法令上の根拠	—	追加 (オンライン資格確認の準備事務) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月23日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年8月18日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年8月18日	I 4. ②法令上の根拠	情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二 46,106の項、第22条第1項 (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項	情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二 46,106の項、第22条第1項 (情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二 27,42,43,44,45の項	事後	項番の誤記で、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	I 5 ①部署	越前市市民福祉部保険年金課、越前市企画部 税務課	越前市市民福祉部窓口サービス課、越前市総 務部税務課	事後	機構改革に伴う部署名の変更 であり、重要な変更には該当し ない。
令和5年8月10日	I 5 ②所属長の役職名	保険年金課長 税務課長	窓口サービス課長 税務課長	事後	機構改革に伴う部署名の変更 であり、重要な変更には該当し ない。
令和5年8月10日	I 8 連絡先	越前市市民福祉部保険年金課 福井県越前市 府中一丁目13-7 0778-22-3002 越前市企画部税務課 福井県越前市府中 一丁目13-7 0778-22-3014	越前市市民福祉部窓口サービス課 福井県越 前市府中一丁目13-7 0778-22-3002 越前市総務部税務課 福井県越前市府中 一丁目13-7 0778-22-3014	事後	機構改革に伴う部署名の変更 であり、重要な変更には該当し ない。
令和5年8月10日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な 変更には該当しない。
令和5年8月10日	I 7 請求先	越前市総務部秘書広報課 0778-22-3428	越前市総務部人事・法制課 0778-22-3013	事後	機構改革に伴う担当課の変更 であり、重要な変更には該当し ない。